資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月十九日

掲載頁　三十九頁（号外第一一〇号）

平成二十九年一月十日

東京都港区新橋五丁目三六番一一号

株式会社プロギア

代表取締役　森田　史夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金及び準備金の額の減少の効力発生と同日に資本金及び準備金の額を増額することを停止条件として、資本金の額を七四億八四一一万五六六〇円、資本準備金の額を七四億八四一一万五六六〇円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年二月二十八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年六月二十日

掲載頁　四頁

平成二十九年一月十日

福岡市博多区博多駅前三丁目四番二号

ワイジェイカード株式会社

代表取締役　安藤　聰

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十五日を基準日と定め、同日午前十一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年二月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年一月十日

東京都千代田区飯田橋一丁目三番二号

株式会社クレデンス

代表取締役　喜多村和憲

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十五日を基準日と定め、同日午前十一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年一月十日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

株式会社ＪＳＨ

代表取締役　野口　和輝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月三十一日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月十日

大阪府東大阪市高井田一一番七四号

株式会社フセラシ

代表取締役　嶋田　守

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるギストレン・パル・トーマスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月十日

東京都港区麻布台一丁目七番一号菅野ビル七階

GRM Recruitment Limited

日本における代表者　ギストレン・パル・トーマス

限定承認公告

本籍埼玉県東松山市大字大谷一五七六番地二、最後の住所東京都東久留米市柳窪三丁目三番五―二〇四号　被相続人　亡　嵐田　修二

右被相続人は平成二十八年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

埼玉県川越市大字大仙波四四五番地一三

相続財産管理人　佐藤　悠子

限定承認公告

本籍北海道函館市杉並町一九八番地、最後の住所東京都世田谷区上北沢一丁目三二番三―八〇七号　被相続人　亡　椛木　幸雄

右被相続人は平成二十八年九月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル九階

限定承認者椛木幸子

代理人弁護士　服部　訓子

限定承認公告

本籍長野県北安曇郡池田町大字会染九三五四番地三号、最後の住所愛知県春日井市桃山町二丁目三一〇番地　被相続人　亡　山田　和義

右被相続人は平成二十八年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十日

長野県松本市惣社五五〇―三原レジデンス一Ｃ

限定承認者　山田　悦子

（仮称）津軽十三湖風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十一条第四項の規定に基づき、次の通り公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

くろしお風力発電株式会社

代表取締役　鈴木　威美

茨城県日立市幸町三丁目二番二号

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）津軽十三湖風力発電事業

風力発電事業

発電設備出力　三万四千五百キロワット

風力発電機の台数　十五基

三、対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

当社は、対象事業の実施を津軽風力発電株式会社へ引き継ぎました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

津軽風力発電株式会社

代表取締役　前川　聡

茨城県日立市幸町三丁目二番二号

平成二十九年一月十日

茨城県日立市幸町三丁目二番二号

くろしお風力発電株式会社

代表取締役　鈴木　威美

正誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十八年十二月十六日（号外第二百七十八号）公布法律第百六号（道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律）	
			（印刷誤り）	
九下	一五	終りから	第一項中、	第一項中
			平成十四年四月一日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）	
			（原稿誤り）	
一七七四			八一五	四五
〃			九二・五	四・〇
三八〇三			一七四九〇	四九
〃				西北西
五〇〇		終りから	一四西南西	
			平成十四年六月二十日（号外第百二十八号）海上保安庁告示第百七十九号（航路標識に関する件）	
			（原稿誤り）	
一一六三			一四構造物の四隅	本灯の北北西方約二四〇メートル及び南南東方約二七〇メートル
〃			四六～七構造物の四隅	本灯の北北東方約二四〇メートル及び南方約二〇メートル
一八三二			二〇三三	
			平成十五年五月十五日海上保安庁告示第百三十二号（航路標識に関する件）	
			（原稿誤り）	
九三二四			構造物の四隅	本灯の北北東方約二四〇メートル及び南方約二〇メートル
		二五		
			平成十七年二月十七日（号外第三十一号）海上保安庁告示第四十八号（航路標識に関する件）	
			（原稿誤り）	
二〇三四		終りから一六	一三五	一三四

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十日付第四号六四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　十二月分

◉同日付政府調達第四号九六ページ
（月極一部当り）の郵送料二、一一四円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）